

[事案 2022-102] 新契約取消請求

・令和4年11月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年9月に乗合代理店を通じて契約した変額終身保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 認知症になった時にすぐにお金を引き出せる保険だと聞いていたが、実際には解約しなければ引き出せない保険であった。
- (2) 解約すると元本が減る可能性があることについて説明がなかった。
- (3) 契約時、注意喚起情報を冊子で渡されただけで、重要事項について口頭での説明がなかった。
- (4) クーリング・オフの手続方法を教えてもらうため募集人に連絡したが、すぐに対応してもらえず、折り返しの連絡が来たときにはクーリング・オフ期間を過ぎていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレット等を用いて、リスクや解約控除等の説明を行い、重要事項については口頭でも説明している。
- (3) 申立人からのクーリング・オフの申出時点で、既に適用期間が過ぎていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約前後の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。